

徳島県規則第三十号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表農林水産部の項を削り、同条第二項の表政策創造部の項中「総合政策課」を「総合政策課 万博推進課」に改め、同表農林水産部の項を次のように改める。

農林水産部	農林水産政策課 もうかるブランド推進課 鳥獣対策 ・ふるさと創造課 畜産振興課 スマート林業課 水 産振興課 漁業調整課 農山漁村振興課 生産基盤課 森林整備課
-------	---

第五条第二項の表県土整備部の項中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。
第七条の表総合政策課の項を次のように改める。

グリーン社会推進課	水素グリッド推進室
-----------	-----------

第七条の表スポーツ振興課の項及び水管理政策課の項を削る。
第十八条第一項の表企画幹の項の次に次のように加える。

推進幹	部又は課等	上司の命を受け、特に命ぜられた県の重要施策に係る部局横断的な取組の推進に関する事務を処理する。
-----	-------	---

第十八条第二項の表中危機事象統括監の項を削り、動物由来感染症統括監の項を次のように改める。

交通交流統括監	県土整備部	上司の命を受け、公共交通の利用促進に関する事項を統括整理する。
---------	-------	---------------------------------

第十八条第二項の表情報発信幹の項を次のように改める。

万博推進幹	徳島県東京本部 及び徳島県関西 本部	上司の命を受け、二千二十五年日本国際博覧会への参画及びこれを契機とした県の魅力発信の推進に関する事務を処理する。
-------	--------------------------	--

第十八条第二項の表中営業戦略幹の項を削り、消費者行政グローバル担当室長の項の次

に次のように加える。

広域行政担当 室長	万博推進課	上司の命を受け、広域行政に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
プロジェクト 担当室長	文化・未来創造 課	上司の命を受け、徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に向けた取組に関する事務を処理する。
地域共生担当 室長	保健福祉政策課	上司の命を受け、孤独・孤立対策をはじめとする地域共生社会の実現に向けた施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

第十八条第二項の表中5G実装担当室長の項及び情報発信担当室長の項を削り、新技術活用担当室長の項の次に次のように加える。

広域観光担当 室長	観光政策課	上司の命を受け、広域観光の推進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
--------------	-------	---

第十八条第二項の表水産基盤・国営担当室長の項中「農林水産基盤整備局生産基盤課」を「生産基盤課」に改め、同表情報公開個人情報担当室長の項を次のように改める。

鉄道活性化担 当室長	次世代交通課	上司の命を受け、鉄道の利用促進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
---------------	--------	---

第三十四条第一項の表県土整備部の項中「阿南安芸自動車道及び」を「阿南安芸自動車道並びに阿南安芸自動車道及び」に、「県道」を「道路」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

別表第一農林水産基盤整備局の項を削る。

別表第二とくしまゼロ作戦課の項第十一号を削り、同表とくしまゼロ作戦課の事前復興室の項中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十八 徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関する事（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。

別表第二グリーン社会推進課の項を次のように改める。

グリーン社 会推進課	一 環境政策の企画及び調整に関する事。 二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に 関すること。 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の
---------------	---

<p>水素グ リッド 推進室</p>	<p>施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。</p> <p>五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。</p> <p>六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。</p> <p>七 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。</p> <p>九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。</p> <p>十 省資源運動の推進に関すること。</p> <p>十一 自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>十二 自然エネルギー協議会に関すること。</p> <p>十三 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。</p> <p>十四 自然保護に関すること。</p> <p>十五 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。</p> <p>十六 徳島県環境創造基金に関すること。</p> <p>十七 徳島県環境審議会に関すること。</p> <p>十八 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</p> <p>十九 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。</p> <p>二十 水素エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。</p>
----------------------------	--

別表第二総合政策課の項を次のように改める。

<p>総合政策課</p>	<p>一 県の行政の創造的な政策に関すること。</p> <p>二 政策提言に関すること。</p> <p>三 新行動計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>四 庁議、政策企画会議及び主管課長会議に関すること。</p> <p>五 徳島県総合教育会議に関すること。</p> <p>六 政策創造部（地方創生局を除く。）の庶務事務の処理に関すること。</p> <p>七 徳島県総合計画審議会に関すること。</p> <p>八 徳島県東京本部及び徳島県関西本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p>
--------------	---

別表第二総合政策課の項の次に次のように加える。

万博推進課	一 二千二十五年日本国際博覧会への参画に向けた企画及び調整に関すること。 二 戦略的な県の魅力発信に関すること。 三 科学技術の振興に関すること。 四 地方分権の推進に関すること。 五 知事会議に関すること。 六 広域連合に係る総合的な連絡調整に関すること。 七 国土形成計画及び連携施策に関すること。
-------	---

別表第二市町村課の項第一号中「の総合指導」を削り、同項第三号中「都市職員共済組合及び」を削り、同項第十六号中「自主的合併の支援及び」を削り、同表総務事務管理課の項第三号中「職員手当」を「職員手当等」に改め、同表スポーツ振興課の項を次のように改める。

スポーツ振興課	一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。 二 スポーツ交流の推進に関すること。 三 ワールドマスターズゲームズ関西の開催に関すること。 四 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関すること。 五 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。 六 徳島県立中央武道館に関すること。 七 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。
---------	--

別表第二健康づくり課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表感染症対策課の項に次の一号を加える。

三 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）の施行に関すること。

別表第二農林水産政策課の項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関すること。

別表第二もうかるブランド推進課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同表もうかるブランド推進課の次世代農業室の項中第十一号を第十号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表畜産振興課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二スマート林業課の項第二十六号中「及び徳島県立高丸山千年の森」を「、徳島県立高丸山千年の森及び徳島県立木のおもちや美術館」に改め、同表農山漁村振興課の項第九号中「農林水産基盤整備局」を「農山漁村振興課、生産基盤課及び森林整備課」に改め、同項第十号を削り、同表住宅課の項中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第

六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関する事（第二十号に掲げるものを除く。）。

別表第二住宅課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同表住宅課の建築指導室の項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項第二十一号中「（平成二十年法律第八十七号）」を削り、「こと」の下に「（長期優良住宅建築等計画の認定等に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関する事（建築物に係る技術的審査に係るものに限る。）。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 建築物耐震化対策の総合的な企画及び調整に関する事。

別表第二住宅課の建築指導室の項第三十四号を次のように改める。

三十四 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の施行に関する事。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、同表営繕課の項に次の三号を加える。

三 重要建築物の企画及び設計の技術的支援に関する事。

四 応急仮設住宅の建設及び借上げに関する事。

五 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事。

別表第二水管理政策課の項を次のように改める。

水管理政策課	
一 水資源の総合調整に関する事。	一 水資源の総合調整に関する事。
二 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。	二 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。
三 県が管理するダムの維持管理に関する事。	三 県が管理するダムの維持管理に関する事。
四 濁り対策の推進及び調整に関する事（ダムに起因するものに限る。）。	四 濁り対策の推進及び調整に関する事（ダムに起因するものに限る。）。
五 直轄河川整備の総合調整に関する事。	五 直轄河川整備の総合調整に関する事。
六 水管理政策課、河川整備課、砂防・気候防災課及び水・環境課の庶務事務の処理に関する事。	六 水管理政策課、河川整備課、砂防・気候防災課及び水・環境課の庶務事務の処理に関する事。

別表第二河川整備課の項第三号中「水防法」の下に「（昭和二十四年法律第九十三号）」を加え、同表砂防防災課の項の項名を「砂防・気候防災課」に改め、同項第四号中「（普及啓発に関する事を除く。）」を削り、同項に次の二号を加える。

六 水防対策の普及啓発に関する事。

七 水防法の施行に関する事（水防計画の策定に関する事に限る。）。

別表第五徳島県東部県税局の項第一号中「賦課徴収」の下に「及び収納管理」を加え、

同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部農林水産局の項第五号中「(昭和五十五年法律第六十五号)」を削る。

別表第六徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十八 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関すること。

別表第六徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項第一号中「建設工事並びに」の下に「阿南安芸自動車道に連結する一般国道百九十五号及び県道久尾穴喰浦線並びに」を加える。

別表第七地域創生防災部及び地域創生観光部の項第十三号中「自立促進」を「持続的発展」に改め、同項第十四号中「の施行」を「(昭和三十七年法律第八十八号)の施行」に改め、同項第三十二号中「ものに限る。」の下に「並びにこれらの収納管理」を加え、同項中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。